

議第 1 号

本州四国連絡高速道路における全国共通料金の確実な導入及び現行の料金
割引水準の維持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提
出する。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 杉 本 直 樹 殿

本州四国連絡高速道路における全国共通料金の確実な
導入及び現行の料金割引水準の維持を求める意見書

本四高速は、他の高速道路に比べて割高な料金設定となっていることから、観光振興や農林水産物の物流、企業誘致等で大きな障壁となっており、料金引き下げが長年の悲願となっていた。

こうした中、国と地方の間で開催された「第7回本四高速の料金等に関する調整会議」での「今後の本四高速料金の基本方針」等において、本四高速の料金については、全国共通料金を平成26年度から導入することで合意し、本県においても大いに期待しているところである。

しかしながら、社会資本整備審議会道路分科会の国土幹線道路部会の中間答申では、本四高速のみ、「料金割引を導入した際に、他の交通機関に影響があったことに鑑み、料金割引を含めた実質の料金水準に留意し、料金割引の縮小などを図るべきである。」とされており、NEXCO区間と比較して、本四高速の割高で不公平な料金が解消されないのではないかと危惧しているところである。

また、国費による料金割引制度については平成25年度末をもって終了することとなるが、去る8月27日に発表された国土交通省の「平成26年度予算概算要求」においても、「必要な措置を要求する」とされたものの、割引のための財源は示されていない。

来年度以降、料金割引の縮小により、高速道路の利用料金が実質的に値上がりすれば、地域間の交流・物流が停滞し、回復しつつある日本経済の成長や国民生活への影響が懸念される。

よって、国においては、次の事項について、格段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 本四高速への全国共通料金の導入に当たっては、陸上部はNEXCOの普通区間、海峡部は伊勢湾岸道路と同等以下の料金水準とすること。
- 2 高速道路の料金割引について、現行の料金割引水準を維持し、NEXCOと本四高速の間に格差のないものとするとともに、そのために必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員

議第 2 号

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日

提 出 者	竹 内 資 浩	岡 本 富 治
	櫛 本 章 孝	木 南 征 美
	元 木 島 生	藤 田 勝 豊
	児 島 勝 朗	北 島 本 泰 也
	西 沢 貴 宏	岸 本 井 若 国 祐 利
	喜 多 端 正 義 邇	丸 藤 杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	寺 井 持 恒 生 史 雄 之 彦 章 知 代 見 武	藤 杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	有 南 岩 中 重 庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	南 岩 中 重 庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	岩 中 重 庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	中 重 庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	重 庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	庄 黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	黒 古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	古 長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大
	長 長	杉 嘉 岡 来 森 白 松 達 大

徳島県議会議長 杉 本 直 樹 殿

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、食品の安全や安定供給、日本の医療や、雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼす重要な問題である。

特に、「物品市場アクセス」分野では「関税の撤廃」を原則としていることから、農林水産業については、安価な外国産品が輸入され、壊滅的な打撃を受けるとともに、地域経済にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このような中、本年７月、正式にＴＰＰ交渉に参加した我が国は、続く８月にブルネイで開催された第１９回交渉会合において、「原産地規則」、「知的財産」など１０の作業部会に出席し、本格的な交渉が進められている。

さらに、ＴＰＰはもとより同時に進行する日中韓ＦＴＡや本年５月に開始されたＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）など、農林水産業は急激なグローバル化の中にあり、国際競争力ある足腰の強い農林水産業の育成が急務である。

よって、国においては、次の事項について適切に対応されるよう強く要請する。

- 1 「関税撤廃」に係る農林水産物等の重要品目の例外措置の獲得など、「国益」の確保を最優先し、これが確保できないと判断した場合は、交渉からの脱退も辞さないものとする。

なお、交渉に当たっては、国民への十分な「情報開示」と併せて、各分野の利害関係者等の意見を聴取するなどし、交渉に反映させること。

- 2 ＴＰＰ参加の如何に関わらず、夢と希望と誇りを持てる農林水産業を実現するため、米に加えて畜産、野菜・果樹など複合的に取り組む農家や法人などを支援する経営所得安定制度の拡充、更には農林水産物の輸出や６次産業化など、「攻めの農林水産業」を展開するための十分な措置を講じること。

- 3 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質等の表示義務、輸入原材料の原産地表示、ＢＳＥ基準等において、「食の安全・安心」が損なわれないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員